

答 申

第1 審査会の結論

岡山県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書非開示決定は妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

- 1 異議申立人は、平成20年11月28日付けで、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対して、「経申及び評価通知書、H20年度提出されたもの、書類一式全て全部、添付資料など全て。〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇、建設業許可の会社 岡山県知事許可 〇〇〇〇〇〇」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に係る公文書として、「〇〇〇〇〇〇（岡山県知事許可 〇〇〇〇〇〇）が平成20年度に提出した次の文書
 - ・経営規模等評価申請書・総合評定値請求書（以下「文書①」という。）
 - ・経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（以下「文書②」という。）を特定した上で、文書①については条例第7条第6号に該当すること、また、文書②については作成していないため保有していないことを理由として、公文書非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成20年12月5日付けで異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、平成20年12月24日に、実施機関に対して異議申立てを行った。
- 4 実施機関は、条例第17条の規定により、平成21年1月6日付けで、岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件開示請求に係る公文書の開示の可否の決定について諮詢した。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を破棄して全部開示決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

社会正義実現と社会秩序の維持と公共の福祉向上のため、公益上の理由による開示を求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示理由説明書及び意見陳述において説明している内容は、おおむね次のとおりである。

1 文書①の非開示について

この文書については、〇〇〇〇〇〇から提出され、平成20年10月23日に美作県民局勝英支局が受付したものであるが、受付後、申請内容の確認等の審査（経営事項審査）を行っていたため、公文書開示請求時点では審査が終了していなかった。

経営事項審査は、結果通知書の作成時点からその効力を有することから、処理途中の文書を公にすることは、条例第7条第6号「県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するものであると判断し、非開示としたものである。

2 文書②の不存在について

この文書については、平成20年12月26日に作成したものであり、開示決定の時点では保有していなかったため、非開示としたものである。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、社会正義実現、社会秩序の維持、公共の福祉向上のため、経営規模等評価申請書等の全部開示を求めている。

経営規模等評価申請書等については、審査終了後に公文書開示請求があった場合には開示しているが、その場合でも申請書に記載されている技術職員や注文者の氏名等の個人情報については、公にする公益上の理由があるとは認められないので非開示としている。

こうしたことから、異議申立人の主張する全部開示には応じられない。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件異議申立ての対象となった公文書（以下「本件対象公文書」という。）は、文書①及び文書②である。

2 本件対象公文書に係る条例上の非開示条項等について

（1）条例第7条第6号（行政執行情報）の規定について

条例第7条第6号は、「県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は地方公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示とすることを定めたものである。

(2) 条例第9条（公益上の理由による裁量的開示）の規定について

条例第9条は、「実施機関は、開示請求に係る公文書に非開示情報（第7条第1号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるとときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。」と規定しており、対象公文書に非開示情報が記録されている場合であっても、非開示情報の規定により保護される利益に優越する公益上の理由があると認められる場合には、実施機関の高度の行政的判断により開示することができることを定めたものである。

3 非開示条項該当性等の具体的検討について

上記2で示した非開示条項及び裁量的開示の規定の適用に関して、実施機関が非開示とした情報が条例で定める非開示情報に該当するか否か及び公益上の理由による裁量的な開示が適用されるか否かについて具体的に検討する。

(1) 条例第7条第6号（行政執行情報）該当性について

実施機関は、文書①については、〇〇〇〇〇〇〇から提出され、平成20年10月23日に美作県民局勝英支局が受付したものであるが、受付後、申請内容の確認等の審査（経営事項審査）を行っていたため、公文書開示請求時点では審査が終了しておらず、経営事項審査は、結果通知書の作成時点からその効力を有することから、処理途中の文書を公にすることは、条例第7条第6号「県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するものであると判断し、非開示としたと説明する。

本件開示請求時点では、実施機関は、記載内容が正しいか否かの審査を終えておらず、審査の結果によっては、申請とは異なる評価が出る可能性があったと認められる。

そして、評価結果が出る前に申請書が公にされた場合、第三者からすれば、評価結果がない以上、経営事項の内実について申請書を参考に判断することも想定されるところ、当該第三者から見れば、申請書は定められた様式を用いて、事業者が自己の情報について作成したものであり、かつ公の機関が保有する文書であることから、記載内容におおむね誤りがないものと考えるのが通常であると思われる。

そのため、当該事業者の申請と異なる評価結果が出た場合に、既に公にされた申請書の情報との食い違いにより混乱が生じ、実施機関が行う評価によって事業者の経営規模等の正確な評価情報を関係者に提供し、建設工事の適正な施工を確保するという経営規模等評価制度の目的を損なうこととなり、実施機関の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、本件対象公文書である文書①については、条例第7条第6号の非開示情報に該当すると認められる。

(2) 条例第9条（公益上の理由による裁量的開示）の適用の可否について

異議申立人は、公益上の理由による裁量的開示を求めているものの、条例第9条が適用されるべき公益上の理由についての具体的な主張はなされておらず、上記に

おいて非開示とされている情報を保護する利益に優越する公益上の理由は特段見当たらないことから、条例第9条を適用する必要性は認められない。

4 本件対象公文書の文書②の存否について

実施機関は、文書②については、平成20年12月26日に作成したものであり、開示決定の時点では保有していなかったため非開示としたと説明する。

異議申立人からは、実施機関が文書②を作成していたことを推知せしめるような具体的な主張はなされておらず、その他実施機関が同文書を保有することを推測すべき事情が認められることから、文書②について存在しないという実施機関の説明は不自然・不合理とは認められない。

よって、本件対象公文書である文書②について作成していないため保有していないことを理由に非開示とした本件処分は妥当である。

5 結論

以上により、実施機関が公文書非開示決定をした本件処分については妥当であると認められることから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の経緯等

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成21年 1月 6日	実施機関から諮問を受けた。
平成21年 1月 27日	実施機関から非開示理由説明書が提出された。
平成21年 3月 26日	異議申立人から意見書が提出された。
平成22年11月24日 (審査会第1回目)	事案の審議を行った。
平成22年12月15日 (審査会第2回目)	実施機関の意見陳述の聴取を行った。
平成23年 2月 14日 (審査会第3回目)	異議申立人の意見陳述の聴取を行った。
平成23年 3月 17日 (審査会第4回目)	事案の審議を行った。
平成23年 4月 20日 (審査会第5回目)	事案の審議を行った。
平成23年 5月 18日	実施機関に対し答申を行った。

岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	職 名	備 考
会 長 中 村 誠	岡山大学大学院社会文化科学 研究科教授	
会長職務代理者 宇佐美 英 司	弁護士	
井 田 千津子	弁護士	
進 藤 貴 子	川崎医療福祉大学 医療福祉学部教授	
森 義 郎	元岡山県農業信用基金協会 専務理事	